

表2. 一般粉じん発生施設(大気汚染防止法施行令別表第2より)

項番	施設の種類	施設の規模
1	コークス炉	原料処理能力が1日当たり50トン以上であること。
2	鉱物 ^{注1)} (コークスを含み,石綿を除く。以下同じ。)又は土石の堆積場	面積が1,000平方メートル以上であること。
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア(鉱物,土石又はセメントの用に供するものに限り,密閉式のものを除く。)	ベルトの幅が75センチメートル以上であるか,又はバケットの内容積が0.03立方メートル以上であること。
4	破碎機及び摩砕機(鉱物,岩石又はセメントの用に供するものに限り,湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が75キロワット以上であること。
5	ふるい(鉱物,岩石又はセメントの用に供するものに限り,湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が15キロワット以上であること。

「鉱物」とは鉱業法第3条第1項に規定されているもの(石綿を除く。)のほか,ボーキサイト,岩塩等の外国産の鉱物,コークス,硫酸焼鉱,鉱石のペレット,化学石こう,カーバイド等をいい,土石には石炭灰も含まれます